

懲戒処分について

- 1 被処分者 熊本市立中学校教職員（男性・53歳）
- 2 処分内容 戒告
- 3 処分事由 地方公務員法第29条第1項第1号（法令違反）、第2号（職務上の義務違反又は職務怠慢）及び第3号（一般非行）
- 4 処分発令日 令和6年（2024年）10月25日
- 5 事実の概要
 - ・被処分者は、令和6年度（2024年度）1学期、掃除の時間、生徒からほうきを膝の裏に当てられてバランスを崩されたことに立腹し、同生徒の右太もも裏側付近を左足で1回蹴り、腰付近を左拳で1回打ったもの。
 - ・被処分者のかかる行為は、令和6年（2024年）9月18日開催の令和6年度（2024年度）第5回熊本市体罰等審議会においても、体罰に認定されている。
- 6 関係者の処分 なし

【参考】懲戒処分の指針【抜粋】

2 体罰等

- (1) 体罰を加えたことにより、児童生徒が死亡し、又はおおむね30日以上の治療期間を要する傷害を負った場合は、免職又は停職とする。
- (2) 体罰を加えたことにより、児童生徒が傷害（前号に掲げるものを除く。）を負った場合は、停職、減給又は戒告とする。この場合において、体罰が常習的に行われていたとき、又は体罰の態様が特に悪質なものであったときは、免職又は停職とする。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、児童生徒に体罰を加えた職員は、減給又は戒告とする。この場合において、体罰が常習的に行われていたとき、又は体罰の態様が特に悪質なものであったときは、停職又は減給とする。
- (4) 暴言又は不適切な言動等により、児童生徒に恐怖感、侮辱感、人権侵害等の精神的苦痛を与えた職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。

問合せ先
熊本市教育委員会事務局教育政策課
TEL：328-2704
課長：中川 浩二